

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年2月10日

独立行政法人家畜改良センター
理事長 入江 正和
(公印省略)

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量 独立行政法人家畜改良センター令和8年度火災保険契約一式
- (2) 調達件名の特質 詳細は入札説明書による
- (3) 履行期間 自 令和8年4月1日 午後4時
至 令和9年4月1日 午後4時
- (4) 履行場所 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地
独立行政法人家畜改良センター
- (5) 入札方法 (1) について、総額による価格競争入札

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）第8条及び第9条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人家畜改良センター又は農林水産省の契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人家畜改良センターの競争参加資格のいずれかにおいて「役務の提供等」に係る等級が「A」、「B」、「C」又は「D」に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされたものであること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国又は独立行政法人家畜改良センターが別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（3）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) スタンダード&プアーズにおける信用格付けで「A-」以上又はムーディーズにおける信用格付けで「A1」以上（「勝手格付」を含む。）を得ていること。

- (6) 保険業法（平成7年6月7日法律第105号）の規定に基づき損害保険業免許を受けている者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地
独立行政法人家畜改良センター総務部管財課施設整備係（担当：茂木）
電話 0248-25-2233 ファクシミリ 0248-25-3990
E-mail tyoutatu@nlbc.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所

本公告日から令和8年3月3日（火）までの土曜日、日曜日を除く、毎日9時から17時（12時から13時を除く。）まで（1）に示す場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判が入る返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入のうえ、270円分の切手を貼付し、（1）担当部局へ送付すること。ファクシミリ又はe-mailによる交付を希望する場合は、住所、会社名、担当者氏名及び電話番号等を（1）担当部局へ連絡すること。

(3) 入札説明会の開催

開催しない。

(4) 提案書等の提出期限及び場所

令和8年3月11日（水）17時00分

（1）に示す場所に提出すること（詳細は入札説明書による）。

(5) 入札及び開札の日時、場所

令和8年3月16日（月）14時30分

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地 独立行政法人家畜改良センター第一会議室に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、令和8年3月13日（金）必着とする。

あらかじめ2回目の入札書を郵送する場合は、各回ごとに別の封筒に入れ、その封筒の表書きに「第〇回目」と朱書きにて明記すること。ただし、2回目の入札書の有効性は開札の状況次第であることを了知されたい。

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全部免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

入札金額が取扱規程第30条の規定に基づいて作成された予定価格以下で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札説明書交付の際の提出書類

3の(2)に掲げる入札説明書の交付を受ける際、すでに2の(3)に関する競争参加資格を有している場合は、その競争参加資格結果通知書の写しを提出すること。また、上記2の(1)なお書きまたは(4)かっこ書きに該当する場合は、その証明となる書類を提出すること。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報をホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当センターにおいて役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者(センターOB)の人数、職名及び当センターにおける最終職名
- 2) 当センターとの間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当センターOBに係る情報(人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等)
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)